

## 京都大学立看板規程に関する通告書について

【ご質問】（投稿日：2019年11月27日）

京都大学立看板規程に違反する立看板には

「当該立看板は『京都大学立看板規程』に違反しております。ついては、当該立看板を至急撤去してください。撤去されない場合は、大学が撤去します。」

という内容の通告書が貼られます。

しかし最近、この通告書と同じもしくは酷似したものを作成し、本来同規程に違反していない立看板や大学の施設などに貼り付けるといういたずらが発生しています。

このように偽の通告書を貼り付ける行為は混乱を招くことは当然ですし、本来通告書を貼られるべきでない立看板に偽の通告書を貼られることで設置主や設置団体への不当な悪印象を与えることに繋がりがねません。

このことについて、何か対策などは考えておられますでしょうか？

【回答】（回答日：2019年12月12日）

（教育推進：学生支援部厚生課）

そのようないたずら行為を確認した場合には、厳正に対処します。また、本学の通告書に酷似する文書を作成・貼付けする行為は、文書偽造などの犯罪行為に当たるおそれもありますので、学生諸君はそのような行為に関与しないようにしてください。